

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助要綱

(平成23年6月30日区長決定)
(平成24年7月12日一部改正)
(平成25年3月25日一部改正)
(平成25年12月9日一部改正)
(平成27年12月25日一部改正)
(平成30年8月23日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和2年2月25日一部改正)
(令和2年9月1日一部改正)
(令和3年3月15日一部改正)
(令和3年6月9日一部改正)
(令和4年7月15日一部改正)
(令和5年9月8日一部改正)
(令和6年12月3日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が高齢者福祉施策の推進に協力する法人等に対し、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「グループホーム」という。）の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、グループホームの整備を促進し、これにより高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- (8) その他法人格を有するもの
- (9) 前各号の法人が運営するグループホームの土地所有者等又は建物所有者

2 前項各号に規定する補助対象者は、第9条に規定する申請の日現在、地方税

法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び軽自動車税（前項第9号に掲げる者に限る。）を滞納していない者でなければならない。

（暴力団等の排除）

第2条の2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助の対象としない。

（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの（運営事業者）

第3条 この要綱に基づくグループホームの運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、第2条第1号から第8号までに定める法人とする。

（事業の運営）

第4条 事業の運営については、補助対象者及び運営事業者は、次の各号に掲げる要件を充足しなければならない。

（1）事業内容が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）等の法令に適合すること。

（2）事業について、認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人又は医療法人等の連携及び支援が得られること。

（3）補助対象者は、グループホームを継続させて事業を行うため、原則として運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。

（4）認知症高齢者の処遇及びグループホーム事業について、理解と熱意を持って事業運営を行うこと。

（5）運営事業者が、介護保険法に定める地域密着型サービス事業者に指定され、又は指定される見込みがあること。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区の整備計画に合致し、区が申請する東京都の認知症高齢者グループホーム整備促進事業による補助対象とされた、別表1に定める事業のうち次の各号に掲げるグループホーム（本体施設と一体的に運営するサテライト型のグループホームを含む。）の整備事業とする。

（1）事業者創設型

運営事業者が新たに建物を建築し、又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業

（2）事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業

（3）オーナー創設型

第2条第9号に定める土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を建築し、又は既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業

（4）オーナー改修型

第2条第9号に定める建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で

既存建築物を改修して行う整備事業

(5) 認知症対応型デイサービスセンター併設事業

前各号の整備事業において、グループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する認知症対応型デイサービスセンターの整備事業

(6) 小規模多機能型居宅介護拠点併設事業

第1号から第4号の整備事業において、グループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業

(7) 看護小規模多機能型居宅介護拠点併設事業

第1号から第4号の整備事業において、グループホーム整備と同時に行う、グループホームに併設する看護小規模多機能型居宅介護拠点の整備事業

(対象経費及び補助金の交付額)

第6条 補助金の対象経費は別表2のとおりとし、補助金の交付額は同表、別表3及び別表4のとおりとする。

2 前条第5号の事業により、同条第1号から第4号までのグループホームの整備事業と同時に認知症対応型デイサービスセンターを併設する場合には、別表2、別表3及び別表4により算定した金額に10,000,000円を加算した金額を補助金の交付額とする。

3 前条第6号の事業により、同条第1号から第4号までのグループホームの整備事業と同時に小規模多機能型居宅介護拠点を併設する場合には、別表2、別表3及び別表4により算定した金額に10,000,000円を加算した金額を補助金の交付額とする。

4 前条第7号の事業により、同条第1号から第4号までのグループホームの整備事業と同時に看護小規模多機能型居宅介護拠点を併設する場合には、別表2、別表3及び別表4により算定した金額に10,000,000円を加算した金額を補助金の交付額とする。

5 前3項の規定にかかわらず、同項の規定により加算した補助金の交付額が別表2第3欄に定める対象経費の実支出額を超える場合は、対象経費の実支出額を限度とする。

(補助事業の完了時期)

第7条 補助事業は、工事着工会計年度内に完了しなければならない。ただし、区長が特に認めた場合には、この限りではない。

(協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）は、区長と事前に協議をしなければならない。

(交付申請)

第9条 補助対象事業者は、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第10条 区長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に板橋区認知症高齢者グループホーム整備費

補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により通知し、適当と認められないときは補助金の不交付決定をし、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により通知する。

（補助条件）

第 1 1 条 補助金の交付の決定には、別記 1 の補助条件を付するものとする。この場合において、第 2 条第 3 号から第 5 号までに定める法人に対して補助する場合には別記 2 の補助条件を、同条第 6 号又は第 7 号に定める法人に対して補助する場合には別記 3 の補助条件を、同条第 9 号の土地所有者等に対して補助する場合には別記 4 の補助条件を、同条第 9 号の建物所有者に対して補助する場合には別記 5 の補助条件を併せて付するものとする。

（交付時期）

第 1 2 条 補助金は、第 1 5 条に規定する交付請求書を補助事業者が区長に提出した後に交付する。

（実績報告）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は別記 1 の補助条件 2 の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金実績報告書（別記第 4 号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第 1 4 条 区長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告書に係る補助事業の成果が、第 1 0 条の規定による補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金確定通知書（別記第 5 号様式）により通知する。

（交付請求）

第 1 5 条 補助事業者は、第 1 0 条の規定による補助金の交付決定を受けた補助金を請求する場合は、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付請求書（別記第 6 号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第 1 6 条 補助事業者は、第 1 1 条の規定により付された別記 1 の補助条件 1 7 に規定する報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 7 号様式）により行うものとする。

（委任）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 区長は補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- (2) (1)の規定による補助金の交付の決定取消しは、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- (1) 3及び5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、別記第4号様式に必要な書類を添付して補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の

成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

- (1) 区長は、6の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。
- (2) 5の実績報告は、(1)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 区長は、補助事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 協定書に違反したとき。
 - オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 区長は、8によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

10 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、8により補助金の交付の決定の全額又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納

付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) 区長は、(1)又は(2)の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

1 1 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

1 2 財産処分の制限

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

1 3 財産処分による収入の取扱

補助事業者が、区長の承認を受けて 1 2 の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

1 4 財産管理

補助事業者が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

1 5 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

1 6 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

1 7 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記第 7 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）

であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等に申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。

1 8 資金提供

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

1 9 契約

補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金にかかる入札取扱基準に基づき行うこと。

2 0 建設工事の下請け

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 1 補助金の重複交付

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き年賀葉書等の寄付金配分金又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

2 2 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助を受けようとするグループホームの土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

2 3 利用料金の変更について

運営事業者がグループホーム利用者から徴収する利用料金（家賃、食材費、光熱水費、共益費等）について、補助事業完了後に増額を行う場合、別紙第 8 号様式によりあらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 4 建物賃借権登記

オーナー創設型により整備を行う場合は、グループホーム運営事業者が建物賃借権登記をすること。

別記 2

特定非営利活動法人等に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準に基づき適正に会計処理が行なわれること、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上であること。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号の公益法人については、定款に定められた事業であって、収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活組合法に規定する消費生活協同組合及び消費生活組合連合会については、グループホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 区が行う事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

別記 3

民間企業に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

(1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

(2) グループホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行わないこと。

(2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 区が行う事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第108条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第85条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、区が必要に応じて行う立ち入り調査についても協力すること。

別記 4

土地所有者等に対する補助条件

- 1 抵当権及び根抵当権設定は行わないこと。
やむを得ず抵当権を設定する場合は、この補助金を活用するグループホームを整備する費用に充当する目的以外の抵当権設定は認めないものとする。
又抵当権設定債務額は、協議時の金額を上回らないこと。
- 2 建物所有権保存登記を行うこと。登記した写しを区に提出すること。
- 3 運営事業者と賃借権設定登記をすること。登記した写しを区に提出すること。
- 4 区長と協定を締結すること。
- 5 運営事業者との事前協議
施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。
- 6 運営事業者に係る条件
 - (1) 運営事業者が補助要綱第2条第3号から第5号に定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
 - (2) 運営事業者が補助要綱第2条第6号又は第7号に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。
- 7 その他の条件
補助を受けた土地所有者等に対し、区が必要に応じて行う立ち入り調査について協力するとともに、指導・助言を遵守すること。

別記 5

建物所有者に対する補助条件

- 1 抵当権及び根抵当権設定は行わないこと。
やむを得ず抵当権を設定する場合は、この補助金を活用するグループホームを整備する費用に充当する目的以外の抵当権設定は認めないものとする。
又抵当権設定債務額は、協議時の金額を上回らないこと。
- 2 建物所有権保存登記を行うこと。登記した写しを区に提出すること。
- 3 運営事業者と賃借権設定登記をすること。登記した写しを区に提出すること。
- 4 区長と協定を締結すること。
- 5 運営事業者との事前協議
施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。
- 6 運営事業者に係る条件
 - (1) 運営事業者が、補助要綱第2条第3号から第5号に定める法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
 - (2) 運営事業者が補助要綱第2条第6号又は第7号に定める法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。
- 7 その他の条件
補助を受けた建物所有者に対し、区が必要に応じて行う立ち入り調査について協力するとともに、指導・助言を遵守すること。

別 表 1

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築 (床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること(一部改築を含む)。 ※取り壊し費用も対象とすることができる。 ※既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう区とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること(一部増改築を含む)。 ※取り壊し費用も対象とすることができる。 ※既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。

別表 2

1 区分	2 基準額		3 対象経費	4 交付額
	重点的整備促進地域	その他の地域		
(1) 事業者 創設型	1 ユニット 30,000,000 円 2 ユニット 60,000,000 円 3 ユニット 90,000,000 円	1 ユニット 20,000,000 円 2 ユニット 40,000,000 円 3 ユニット 60,000,000 円	(1) 施設整備費 ア 新たに建物を 創設する経費 イ 既存建築物を 買取り、改修する 経費 (2) 工事事務費	基準額に別表 3 第 3 欄及び 別表 4 第 3 欄 に定める加算 額を合計した 額と対象経費 の実支出額か ら寄付金その 他の収入を控 除した額とを 比較して、いず れか少ない額 (1,000 円未満 切捨て)
(2) 事業者 改修型	1 ユニット 22,500,000 円 2 ユニット 45,000,000 円 3 ユニット 67,500,000 円	1 ユニット 15,000,000 円 2 ユニット 30,000,000 円 3 ユニット 45,000,000 円	(1) 施設整備費 ア 所有する建物 の改修経費 イ 借上げる建物 の改修経費 (2) 工事事務費	
(3) オーナー 創設型	1 ユニット 30,000,000 円 2 ユニット 60,000,000 円 3 ユニット 90,000,000 円	1 ユニット 20,000,000 円 2 ユニット 40,000,000 円 3 ユニット 60,000,000 円	(1) 施設整備費 ア 新たに建物を 創設する経費 イ 既存建築物を 買取り、改修す る経費 (2) 工事事務費	
(4) オーナー 改修型	1 ユニット 22,500,000 円 2 ユニット 45,000,000 円 3 ユニット 67,500,000 円	1 ユニット 15,000,000 円 2 ユニット 30,000,000 円 3 ユニット 45,000,000 円	(1) 施設整備費 ア 所有する建物 の改修経費 (2) 工事事務費	

(注) 増築(床)の場合は、増加する定員数を 9 で割った数に 1 ユニットあたりの基準額を乗じた額を補助額とする。

別 表 3

1 加算	2 区分	3 加算額
物価調整額	(1) 事業者創設型	1 ユニット 16,750,000 円
	(2) 事業者改修型	1 ユニット 12,560,000 円
	(3) オーナー創設型	1 ユニット 16,750,000 円
	(4) オーナー改修型	1 ユニット 12,560,000 円

(注) 増築(床)の場合は、増加する定員数を9で割った数に1ユニットあたりの加算額を乗じた額を補助額とする。

別 表 4

1 加算	2 区分	3 加算額
基金加算	(1) 事業者創設型	1 施設あたり 39,600,000 円
	(2) 事業者改修型	1 施設あたり 39,600,000 円
	(3) オーナー創設型	1 施設あたり 39,600,000 円
	(4) オーナー改修型	1 施設あたり 39,600,000 円
	併設加算	上記の単価に1.05を乗じた額

(注1) 併設加算は、東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱(平成27年10月27日付け27福保高計第336号)別表1-1に掲げる施設と合築・併設する場合に適用する。

(注2) 増築(床)の場合は、増加する定員数を9で割った数に1施設あたりの加算額を乗じた額を補助額とする。

(注3) 令和5年度以降に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域(災害イエローゾーン)において新規整備したグループホームについては、基金加算を適用しないものとする。

備 考

- (1) 本事業は、原則単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、第6条により算定した交付額を限度額とし、出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合においては、事業開始年度(補助事業者に対して区が初回の補助内示を行った年度をいう。)の補助要綱に定める算定方法を適用する。

ただし、前年度からの継続事業のうち、事業計画、資金計画等を見直し、認知症高齢者グループホーム整備事業の審査に係る専門家検討委員会に再付議した案件はこの補助要綱に定める算定方法を適用する。なお、この場合であっても、重点的整備促進地域については、初回の補助内示を行った年度の指定による。

- (2) 施設整備費において、次に掲げる費用については、補助対象としないものとする。

ア 土地の買収又は整地に要する費用

イ 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用

ウ 設備整備に要する費用

エ その他施設整備費として適当と認められない費用

- (3) 既存建築物の買取り、改修については、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。

- (4) 工事事務費とは、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。

ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

- (5) 入居定員は、1ユニットでは6名以上、2ユニットでは計15名以上、3ユニットでは計25名以上とする。
- (6) 3ユニットの場合は、すでにグループホームの運営実績があること。
- (7) 夜勤職員は、1ユニット当たり原則1名以上とし、ユニットごとに配置すること。
- (8) 重点的整備促進地域は、東京都が定める基準に基づき、東京都が指定した地域とする。
- (9) 事業者改修型及びオーナー改修型について、東京都補助金等交付規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

第1号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 施設名 _____
- 3 添付書類
- (1) 所要額調査 (別紙 1 - 1)
- (2) 事業計画書 (別紙 1 - 2 - 1、1 - 2 - 2)
- (3) 誓約書 (別紙 1 - 3)
- (4) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)【法人の場合】
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 4 区税納付状況調査に関する同意【個人又は個人事業主の場合】
- 補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。【住所：板橋区 _____】

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の□に✓を記入してください。

- ☐ 同意しない ☐ 区外に居住している
☐ 転入前の自治体において課税されている

↓

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金 所要額調書

区市町村名		日常生活圏域名		重点地域指定	
設置主体				ユニット数	
運営主体				定員数	

全域指定:●
一部圏域指定:○

【整備費補助】 (円)

	総事業費 A	補助対象経費 B	寄附金その他の収入 額 C	差引額 D=B-C	区補助基準額 (物価調整額含む) E	基金加算額 F	加算額 G	区補助額 H
総額				0				
〇〇年度出来高			—	—	—		—	0
〇〇年度出来高			—	—	—		—	0
〇〇年度出来高			—	—	—		—	0
当該年度交付申請額								

- 1 A欄は、認知症高齢者グループホームの整備に係る総事業費を記入すること。
- 2 B欄は、対象施設の整備に係る補助対象経費及び各年度の出来高を乗じた額を記入し、事業費内訳(別紙)と一致させること。
ただし、改修型の場合は備品購入費を計上しても構わない。
- 3 F欄は、本事業の補助要綱に定める基金加算単価を記入すること。なお、併設・合築による単価の上乗せがある場合は、上乗せ後の金額を記入すること。
- 4 G欄は、本事業における整備費加算の合計額を記入し、加算内訳欄の金額と一致させること。
- 5 H欄は、D欄の額とE、F、G欄の合計額を比較し少ない方の額を記入すること。

【加算内訳】

(活用する加算に✓)	単価(円)
小規模多機能併設加算 ☐	10,000,000
看護小規模多機能併設加算 ☐	10,000,000
認知症対応型デイサービス併設加算 ☐	10,000,000
加算額 計 ☐	

〇〇年度交付申請額(円)

区市町村名	
日常生活圏域名	

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助事業計画書(1/2)

1 整備概要

設置主体									
運営主体									
整備区分1	事業者	創設		☐	オーナー	創設		☐	←該当する区分に✓
		改修		☐		改修		☐	
整備区分2	創設 (開設)	☐	増築(床)	☐	改築 (再開設)	☐	増改築	☐	

2 補助対象施設

<施設1>

施設種別		該当フロア	階/ 階建	
施設名称				
規模・定員数		床面積	m ²	面積割合 %
活用補助金	認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	☐	←該当する事業すべてに✓	
	地域密着型サービス等整備費補助事業	☐		
	介護施設開設準備経費補助金	☐		
	介護基盤整備定期借地権補助金	☐		

<施設2>

施設種別		該当フロア	階/ 階建	
施設名称				
規模・定員数		床面積	m ²	面積割合 %
活用補助金	認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	☐	←該当する事業すべてに✓	
	地域密着型サービス等整備費補助事業	☐		
	介護施設開設準備経費補助金	☐		
	介護基盤整備定期借地権補助金	☐		

<施設3>

施設種別		該当フロア	階/ 階建	
施設名称				
規模・定員数		床面積	m ²	面積割合 %
活用補助金	認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	☐	←該当する事業すべてに✓	
	地域密着型サービス等整備費補助事業	☐		
	介護施設開設準備経費補助金	☐		
	介護基盤整備定期借地権補助金	☐		

※欄が足りない場合は適宜追加して構いません。

区市町村名	
日常生活圏域名	

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助事業計画書(2/2)

3 整備予定地概要

所在地(地番)					
敷地面積	㎡	許容建ぺい率	%	許容容積率	%
地目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ その他 ()				
用地状況	☐ 平坦地 ☐ 傾斜地 ☐ その他 ()				
都市計画上の用途地域					
災害レッドゾーン(都市計画法第33条第1項第8号)の該当状況	☐ 無 ☐ 有 該当有の場合区域名を記載 ()				
その他災害による被害が想定される区域の該当状況	☐ 無 ☐ 有 該当有の場合区域名を記載 ()				
安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策方法					
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 賃貸借 ☐ その他 ()				
現在の土地所有者	☐ 一般個人 ☐ 一般法人 ☐ 公共団体 ☐ その他 所有者名 ()				
土地賃貸借の場合	契約締結日(予定)	年 月 日(土地引渡日 年 月 日)			
抵当権設定(予定)	☐ 有 ☐ 無	根抵当権設定	☐ 有 ☐ 無	その他の権利設定	☐ 有 ☐ 無
抵当権設定に対する意見欄(※整備前に土地に抵当権等が設定されている場合のみ記入)					

4 建物整備の概要

建物構造	造 階建て				
補助対象外併設施設					
建物面積	㎡	延床面積	㎡	建ぺい率	%
耐火構造	☐ 耐火建築 ☐ 準耐火建築				
防火設備整備状況	☐ スプリンクラー ☐ 自動火災報知設備 ☐ 消防機関に通報する火災報知設備				
建物賃貸借の場合	契約締結日(予定)	年 月 日(建物引渡日 年 月 日)			
抵当権設定(予定)	☐ 有 ☐ 無	根抵当権設定(予定)	☐ 有 ☐ 無	その他の権利設定(予定)	☐ 有 ☐ 無
工事契約締結日(予定)	年 月 日		着工年月日(予定)	年 月 日	
竣工年月日(予定)	年 月 日		事業開始年月日(予定)	年 月 日	
〇〇年度出来高	%	〇〇年度出来高	%	〇〇年度出来高	%

5 運営事業者の概要

運営事業者			
所在地			
代表者	設立年月日	年 月 日	
職員数	人 (常勤 人, 非常勤 人)		
現在の主な事業			
過去3か年の決算状況に対する意見欄(決算書を確認し、経営状況及び計画事業の継続性について記入)			

誓 約 書

板橋区長 様

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助要綱第9条第1項の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱別記補助条件8(1)オの規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱別記補助条件9(1)の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、区長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

法人の所在地

法人名

代表者

- * 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
（下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約の相手方が暴力団又は暴力団員に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められる者を含む。）
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助条件 別紙のとおり

3 申請の取下げ

本決定又は別紙の補助条件に異議があるときは、本決定通知受領後14日以内の間に、交付申請を取り下げることができます。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

（理 由）

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

精 算 額 金 _____ 円

施 設 名 _____

(添付書類)

- (1)精算額調書 (別紙4-1)
- (2)事業実績報告書 (別紙4-2-1、4-2-2)
- (3)前各号で掲げたもののほか、区長が必要と認める書類

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金 精算額調書

区市町村名		日常生活圏域名		重点地域指定	
設置主体				ユニット数	
運営主体				定員数	

全域指定:●
一部圏域指定:○

【整備費補助】(円)

	総事業費 A	補助対象経費 B	寄附金その他の収入 額 C	差引額 D=B-C	区補助基準額 (物価調整額含む) E	基金加算額 F	加算額 G	区補助金 交付決定額 H	区補助金 確定額 I	不用額 J=H-I
総額				0				—	—	—
〇〇年度出来高			—	—	—	—	—			0
〇〇年度出来高			—	—	—	—	—			0
〇〇年度出来高			—	—	—	—	—			0
当該年度補助金確定額										

- 1 A欄は、認知症高齢者グループホームの整備に係る総事業費を記入すること。
- 2 B欄は、対象施設の整備に係る補助対象経費及び各年度の出来高を乗じた額を記入し、事業費内訳(別紙)と一致させること。
ただし、改修型の場合は備品購入費を計上しても構わない。
- 3 F欄は、本事業の補助要綱に定める基金加算単価を記入すること。なお、併設・合築による単価の上乗せがある場合は、上乗せ後の金額を記入すること。
- 4 G欄は、本事業における整備費加算の合計額を記入し、加算内訳欄の金額と一致させること。
- 5 I欄は、D欄の額とE、F、G欄の合計額を比較し、少ない方の金額を記入すること。

【加算内訳】

(活用する加算に✓)	単価(円)
小規模多機能 併設加算 ☐	10,000,000
看護小規模多機能 併設加算 ☐	10,000,000
認知症対応型デイサービス 併設加算 ☐	10,000,000
加算額 計 ☐	

〇〇年度補助金確定額(円)	不用額(円)

区市町村名	
日常生活圏域名	

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金事業実績報告書(1/2)

1 整備概要

設置主体										
運営主体										
整備区分1	事業者	創設		☐	オーナー	創設		☐	←該当する区分に✓	
		改修		☐		改修		☐		
整備区分2	創設 (開設)	☐	増築(床)	☐	改築 (再開設)	☐	増改築	☐		

2 補助対象施設

<施設1>

施設種別		該当フロア	階/ 階建
施設名称			
規模・定員数		床面積	m ² 面積割合 %
活用補助金	認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	☐	←該当する事業すべてに✓
	地域密着型サービス等整備費補助事業	☐	
	介護施設開設準備経費補助金	☐	
	介護基盤整備定期借地権補助金	☐	

<施設2>

施設種別		該当フロア	階/ 階建
施設名称			
規模・定員数		床面積	m ² 面積割合 %
活用補助金	認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	☐	←該当する事業すべてに✓
	地域密着型サービス等整備費補助事業	☐	
	介護施設開設準備経費補助金	☐	
	介護基盤整備定期借地権補助金	☐	

<施設3>

施設種別		該当フロア	階/ 階建
施設名称			
規模・定員数		床面積	m ² 面積割合 %
活用補助金	認知症高齢者グループホーム整備費補助事業	☐	←該当する事業すべてに✓
	地域密着型サービス等整備費補助事業	☐	
	介護施設開設準備経費補助金	☐	
	介護基盤整備定期借地権補助金	☐	

※欄が足りない場合は適宜追加して構いません。

区市町村名	
日常生活圏域名	

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金事業実績報告書(2/2)

3 整備予定地概要

所在地(地番)					
敷地面積	㎡	許容建ぺい率	%	許容容積率	%
地目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ その他 ()				
用地状況	☐ 平坦地 ☐ 傾斜地 ☐ その他 ()				
都市計画上の用途地域					
災害レッドゾーン(都市計画法第33条第1項第8号)の該当状況	☐ 無 ☐ 有 該当有の場合区域名を記載 ()				
その他災害による被害が想定される区域の該当状況	☐ 無 ☐ 有 該当有の場合区域名を記載 ()				
安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策方法					
土地の権利関係	☐ 自己所有 ☐ 賃貸借 ☐ その他 ()				
現在の土地所有者	☐ 一般個人 ☐ 一般法人 ☐ 公共団体 ☐ その他 所有者名 ()				
土地賃貸借の場合	契約締結日(予定)	年 月 日(土地引渡日 年 月 日)			
抵当権設定(予定)	☐ 有 ☐ 無	根抵当権設定	☐ 有 ☐ 無	その他の権利設定	☐ 有 ☐ 無
抵当権設定に対する意見欄(※整備前に土地に抵当権等が設定されている場合のみ記入)					

4 建物整備の概要

建物構造	造 階建て				
補助対象外併設施設					
建物面積	㎡	延床面積	㎡	建ぺい率	%
耐火構造	☐ 耐火建築 ☐ 準耐火建築				
防火設備整備状況	☐ スプリンクラー ☐ 自動火災報知設備 ☐ 消防機関に通報する火災報知設備				
建物賃貸借の場合	契約締結日(予定)	年 月 日(建物引渡日 年 月 日)			
抵当権設定(予定)	☐ 有 ☐ 無	根抵当権設定(予定)	☐ 有 ☐ 無	その他の権利設定(予定)	☐ 有 ☐ 無
工事契約締結日(予定)	年 月 日		着工年月日(予定)	年 月 日	
竣工年月日(予定)	年 月 日		事業開始年月日(予定)	年 月 日	
〇〇年度出来高	%	〇〇年度出来高	%	〇〇年度出来高	%

5 運営事業者の概要

運営事業者			
所在地			
代表者	設立年月日	年 月 日	
職員数	人 (常勤 人, 非常勤 人)		
現在の主な事業			
過去3か年の決算状況に対する意見欄(決算書を確認し、経営状況及び計画事業の継続性について記入)			

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

様

板橋区長

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定した、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

2 交付決定額 金 _____ 円

第6号様式（第15条関係）

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった、板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 額 金 _____ 円

施 設 名 _____

(添付書類)

(1) 支払金口座振替依頼書

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定のあった板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額又は事業実績報告額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額

金 _____ 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

第8号様式（補助条件23 関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助事業により整備した
認知症高齢者グループホームの利用料金に係る承認申請について

標記事業により整備した認知症高齢者グループホームについて、下記のとおり利用料金を変更したいため承認願います。

記

- 1 運営法人
- 2 事業所名
- 3 事業所所在地
- 4 事業所開設日
- 5 補助対象年度
- 6 変更前利用料金
（家賃、食材費、光熱水費、共益費等を記載） 円（月額）
- 7 変更後利用料金
（家賃、食材費、光熱水費、共益費等を記載） 円（月額）
- 8 変更理由
- 9 添付書類
※変更理由の根拠となる書類等を添付してください。